

最高裁秘書第3164号

平成30年8月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

4月5日付け（同月9日受付，最高裁秘書第1423号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

会議資料等を事前に準備すると開示対象となるため，当日に作成者（担当部課）から，封筒等に入れ，配付し，開示対象にならないよう（主催の局課は関わっていないよう）にするという取扱いが書いてある文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652（直通）